

### カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」のワーキンググループ活動 ～調査フェーズ～

JICAカンボジア長期派遣専門家

戸部友希

#### 第1 はじめに

カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」は、2022年11月の開始から、1年2か月が経過した（2024年1月中旬執筆時点）。当プロジェクトは、王立司法学院（Royal Academy for Justice of Cambodia。以下「RAJC」とする。）に属する裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors。以下「RSJP」とする。）における民事司法分野の養成を強化することを目的とする<sup>1</sup>。

当プロジェクトの期間は、2022年11月から2027年10月までの5年間であるが、このうち、2022年11月から2024年3月までを「調査フェーズ」としている。この調査フェーズの目的は、カンボジアの民事裁判実務における課題や、RSJPでの裁判官養成における課題を調査し、その原因を分析することにより、RSJP養成に反映することのできる具体的な強化策を検討するというところにある。

当プロジェクトの活動を担うテクニカルワーキンググループ（以下「TWG」とする。）は、2023年4月に設立された。以降、TWGは、ほぼ毎週ミーティングを実施し、執筆時点において、ミーティングは30回を数えた。

調査フェーズの成果物は、調査結果報告書や後述するサンプル教材等が見込まれるが、それらを得る過程にはTWGの日々の活動がある。その過程におけるメンバーの知識の習得、思考の変化、ノウハウの蓄積等は、当プロジェクトにとって大事な成果である。そこで、やや仔細な事柄にわたる面もあるが、TWGの活動そのものをできる限り具体的にイメージしていただけるようにご紹介させていただきたい。



【RAJCの新校舎】

<sup>1</sup> 当プロジェクトの内容や背景については、伊藤みずき「カンボジア『法・司法分野人材育成プロジェクト』の開始—プロジェクトの計画・策定経緯を中心に—」（ICD NEWS第94号36頁）をご覧ください。

## 第2 TWGの構成、活動の指針及び方法

### 1 TWGの構成

設立当初のTWGメンバーは、全58名であった（異動等に伴う変動がある）。カウンターパートである司法省から長官・次官・局長・職員・大臣官房付、支援対象であるRAJCから幹部・職員、裁判所から最高裁判所・控訴裁判所・始審裁判所の各裁判官、弁護士、そしてプロジェクトオフィスからは現地スタッフも正式にメンバーとして任命された。メンバーの中には、民法・民訴法の起草に関わった裁判官、過去のJICAプロジェクトにおいて養成されたRSJP教官である裁判官14名、長年JICAプロジェクトに関わり実務改善や弁護士養成に貢献している弁護士2名が含まれている。一方で、裁判官としての職務経験年数が10年以内の裁判官も9名任命されており、彼らは将来RSJP教官となることが期待されている。想定を超える規模であったものの、キーパーソンが選任され、成果の持続性も意識された構成といえる。

調査フェーズの目的からすれば、メンバーは全ての調査活動に関与し、課題について広く有機的に分析することが望ましいと考えた。そこで、TWGを更にグループ分けすることはせず、専門家3名（検察官出身のチーフ専門家である伊藤みずき、業務調整専門家である川上司、裁判官出身の小職）も全活動に関与している。

### 2 TWG活動の指針

プロジェクト開始から5分の1以上という重要な期間を費やして、調査フェーズを実施することの意義を、私は次のように考えている。まず、カンボジア側のメンバーと課題発見とその分析の過程を共有することで、課題発見が内発的なものとなること。また、課題に関する共通認識を共有し、より掘り下げた分析ができ、RSJP養成の改善に対する動機づけも内発的に醸成されること。これらを通じて、主体的かつ持続的な改善につながることを期待する。調査フェーズに一貫する指針は、カンボジアの主体性とプロジェクト成果の将来的な持続性である。

### 3 TWG活動の方法

TWGの活動は、週1回のミーティングを軸とし、後述のとおり、ミーティングの準備活動やミーティング外の活動を伴う。ミーティングは、毎週金曜日の午後2時から5時、RAJC校舎で、司法省の方針により毎回対面で開催している。RAJC校舎は、首都プノンペンに隣接するカンダール州にあり、地方の裁判所に所属する裁判官は、毎回ミーティングのために片道数時間をかけて参集しなければならない。つまり、地方の裁判所に所属する裁判官は、毎週金曜日はほぼこの会議のために一日を費やすことになる。裁判実務を行いながらTWG活動に参加することは、想像を超える苦労があるはずだが、地方からの裁判官の出席率は高い。

ファシリテーターは、長官や最高裁判事と専門家が共同で務めることが多いが、

テーマに応じて、他のメンバーにリードしてもらうこともある。

毎回のミーティング後には、現地スタッフが英語でまとめた議事録や手控えに基づき、専門家が会議のサマリーを作成した上で、これを翻訳して、次回会議前までにメンバーに共有する。これにより、認識共有とフォロー、ときに軌道修正を図っている。



【第1回TWGミーティング】

### 第3 調査計画の策定

TWG活動の初期（2023年4月～5月）は、2024年3月までの約1年間で、どのような点を、どのような方法で調査すべきかという点から議論を始めた。もっとも、カンボジア側メンバーにとっても、専門家にとっても、このような調査を共同で実施するのは初めての経験であり、度々難しさに直面した。プロジェクトは専門家が主導するという意識が根強いカンボジア側メンバーと、カンボジア側の主体性を維持したい専門家との間のすれ違いや、何を話し合っているのか現在地を見失いかけて混乱する場面も多くあった。例えば、専門家としては、何をどのように調査するかをカンボジア側メンバーと議論したいが、カンボジア側メンバーは、意見が分かると、専門家が決めるのがよいと発言したり（専門家を尊重する意図があったようだ）、早速自分自身が直面している具体的な問題を共有し、他のメンバーもその問題に関する議論の方が盛り上がり、といった状況も起きた。とはいえ、寄り道・回り道と思われる中にも様々なアイデアが散りばめられており、それを見落とすまいと専門家も注力した。相当のミーティングの回数を費やしたものの、調査項目や調査方法について、なんとかコンセンサスを得ることができた。



【TWGミーティング】

### 第4 調査活動

#### 1 裁判所インタビュー

TWGは、調査の重要な一つとして、各地方の裁判所でのインタビューを位置付けた。裁判所でのインタビューは、地方ごとに実務上生じている課題の調査として重要



な役割を担う上、RSJPで養成を受けた裁判官が実務に出てみて気づいたRSJP養成の課題が共有されることも期待している。

質問事項、実施する裁判所、インタビュー方法についても、全てTWGの議論に基づいて決めた。議論に際しては、RSJP教官である裁判官メンバーが、リサーチの方法論に関して資料を自主的に作成してくれたため、その方にファシリテーターを務めてもらっ



【カンポット始審裁判所のインタビュー】

た。そもそもオープクエスチョンにすべきか？というところから議論が始まり、インタビューの計画だけで複数回の会議を要したものの、メンバーにおいて、自分たちの手で調査を行うという意識が強化され、納得を得た上で、インタビューが行えるようになった。また、メンバーは当初、インタビューは専門家が実施するものと考えていたようだが、カンボジア側メンバーも参加することを提案し、司法省職員やRAJC職員と共にインタビューに臨んだ（カンボジア側の意向で、裁判官は同席しないこととした）。

インタビューは、2023年5月（ケップ、カンポット）、8月（コンポントム、シムリアップ）、10月（コンボンズプー、シハヌークビル）、12月（モンドルキリ、ラタナキリ）に各実施し、控訴裁判所所在地では、始審裁判所のみならず控訴裁判所でも実施した。裁判所でのインタビューは、専門家に民法や民訴法に関する質問をする場のようにするのが常で、それだけでもいかに裁判官が民法や民訴法の解釈・適用に苦労しているかがうかがわれた。事前に送付した質問事項に対して、裁判所全体で話し合っって回答を準備してくれた裁判所もあり、若手裁判官（TWGメンバーを含む）も積極的にRSJP養成の課題と改善策を率直に語ってくれた。

インタビュー実施後には、インタビューに参加したメンバーと専門家が共同で、結果のまとめとコメントを検討する作業を行い（個別にミーティングを行い、スタッフが作成した議事録等をもとに報告書を作成し、形式面・内容面共に意見を出し合っってプレゼン資料を準備した。）、参加したメンバーがミーティングで発表を行った。その上で、共有された課題の中から教育で改善できる点を抽出し、改善の具体策を検討するという作業を全体で行った。

## 2 各種インタビュー（メンバー、RAJC、弁護士、学生）

並行して、メンバーである裁判官に対してもインタビューを行った。特に、最高裁判事や控訴裁判所判事には、上級審からみた下級審における審理や判決に関する課題

という観点からも聴取した。メンバーは日頃から課題であると感じていることを、インタビューに備えてまとめておいてくれたようで、主張整理から事実認定まで、多岐にわたり鋭い意見が共有された。

また、メンバーであるR A J C幹部に対してもインタビューを行った。当プロジェクトは、R S J Pにおいて継続的に教育改善をしていくための教育体制づくりにもフォーカスしているため、R S J P養成の運営上の課題を詳細に聴き取った。専任教官が不在であることによる問題、スケジュール管理の問題、予算の問題等についても共有された。

さらに、弁護士会の協力を得て、メンバーではない弁護士に対してもインタビューを行った。弁護士は、代理人として裁判に携わる中で、裁判実務上の課題をよく把握しており、その意見をR S J P養成に反映させることの意義は大きい。弁護士へのインタビューには抵抗感があるかもしれないと懸念していたが、実施についてメンバーからもコンセンサスを得ることができ、弁護士であるメンバーにサポートしてもらった上で、実施した。結果については、弁護士メンバーに発表をしてもらう予定である。

R S J P学生に対するインタビューについても、メンバーからのコンセンサスを得た上で、質問事項について議論した。学生の現状を把握するとともに、学生からみたR S J P養成の課題について聴取する予定である。

### 3 R S J P学生向けセミナー

調査活動の一環として、裁判官・検察官学生を対象に、貸金返還請求事件を題材とした民法・民訴法に関するセミナーを実施した。学生に知識をインプットすることのみを目的とするのではなく、講師と学生との受け答え等を通じて、学生の理解度や現状の課題を分析しようという試みである。講師は専門家が務めることとしたが、セミナーに先立ち、取り上げる法的問題について、ミー



【R S J P学生向けセミナー】

ティングで議論をし、メンバーにセミナーの様子を観察・分析してもらうこととした。結局、コンセプトの共有が不十分であったようで、セミナー中に教官であるメンバーが回答や質問をするなど、率直に言えば混乱した面もあった。とはいえ、その後のミーティングで分析と振り返りをしたところ、学生との受け答えを通じて、学生や教官自身がよく理解できている点とそうでない点を、担当教官自らが分析するなどの

一定の成果がみられた。また、失敗した点も含めて観察したことで、教える内容、教え方、学生の質問への対応方法等の点で、改善点を見出すことができたようであった。過去には、カンボジア側メンバーがセミナー講師を務めることには消極的な姿勢もみられたようだが、今後はカンボジア側メンバーが講師を務めるべきであるという前向きな意見も出た。R S J Pでは教える内容の統一性がしばしば問題とされるどころ、授業の実施準備から振り返りまでをメンバーが共同で実施したことにも意義があったと思われる。

#### 4 質問への対応

カンボジアの専門家の職務の一つの特徴として、現地の実務家から寄せられる、民法や民訴法に関する質問への回答があり、カンボジアの実務家が、民法や民訴法の解釈・適用について、どのような点で悩んでいるのかを把握する上でも重要な意義を有する。当初、質問だけを専門家に一方的に投げて回答を求められることも多く、質問の趣旨すら把握できないこともあった。質問への応答は、単にカンボジア実務家に専門家の知識や経験を共有するものでなく、意見交換を通じた法解釈能力の向上を意図して歴代の専門家が取り組んできたものである。そこで、当フェーズでは、メンバーから優先的に質問を受けることとし、質問をするために、質問内容のほか、自己の見解とその理由、想定される反論とその理由などを記入するフォームを用意した。また、専門家のコメントは、メンバー全員が見ることができるグループに投稿し、TWG全体に還元することとした。質問を寄せる方にとっては負担に感じる点もあると思われるが、所属する裁判所等で議論してもなお解決しない問題が取り上げられるようになったり、専門家のコメントに対して更にコメントを投稿するメンバーも出て、専門家も含めた多方向での法的議論を行う兆しがみられるなどの効果が生まれている。

#### 5 試験問題の分析

R S J Pにおいてより効果的な教え方をするためには、試験問題の活用についても検討する必要があるため、教官であるメンバーやR S J P幹部の協力により試験問題を入手でき次第、その課題について分析を進める予定である。

### 第5 カリキュラム・シラバスに関する活動

#### 1 日本の法曹養成に関するインプット

R S J Pにおける養成期間は、27か月間とされている（実際には期間内に修了できていない。）ところ、現状では、大学法学部を卒業した者が入学資格を有し、修了後に裁判官や検察官に任官する。R S J Pは、日本における法科大学院と司法研修所の双方の役割を担うもので、カリキュラムの構成が難しい。

そこで、カリキュラムの改善に当たり、日本の法曹養成について紹介し、法学を段階的に修得し、実務に出るまでの仕組みについて、ミーティングでインプットを行っ



た。専門家と現地スタッフが日本の法曹養成のプレゼンテーション動画を作成したり、シラバスのサンプルを作成して共有したりした。その上で、ICD教官に現地でミーティングに参加していただき、2度にわたって法科大学院教育に関するプレゼンテーションをしていただいた。裁判官や弁護士であるメンバーは、ミーティング終了後にも教官のもとに来て熱心に質問をしていた。メンバーは、カンボジアの法曹養成は、法学を段階的に深めていく構造になっておらず、具体的な事例から法律構成をする段階の訓練が足りていないといった気付きを得ていた。



【ICD教官に質問をするメンバー】

## 2 大学における法学教育の分析

これらと並行して、大学における法学教育との連続性を意識し、RSJP入学時に学生が有する知識について把握するため、大学法学部のカリキュラムやシラバスを入手し、その分析を行っている。

## 第6 教材に関する活動

### 1 過去のプロジェクトの成果物の活用方法の検討

調査が軌道に乗り始めた2023年8月頃から、教材に関する議論を具体的に開始した。過去のJICAのプロジェクトでは、RSJPで使用する教材や、実務改善のための質の高い資料が作成されている。そこで、過去の成果物の活用状況を調査し、よりよい活用方法を検討した上で、今後作成すべき新たな教材の作成を検討することとした。

過去のプロジェクトの成果物の活用については、活用方法の議論を超えて、議論が白熱することもあった。例えば、資料Aの活用について検討すると、「資料Aには『a』と書いてあるが、実務では『b』だと考えている裁判官が多いので、この資料をカンボジアの実情に合った『b』に改訂したい」という意見が出れば、これに対して別のメンバーは『a』の記載が正しいと防御し、そのトピックで複数のミーティングにわたる議論となる。こうした議論を重ねていくうちに、実務家が、「法的に正しいこと」や「過去に作成された成果物と適合していること」と、「カンボジアの実情に適合していること」の両立に苦心していることの例が明確な形で共通認識となり、結果として議論の深まりや調査結果にもつながっていると考えている。

## 2 新しく作成すべき教材の検討

新しく作成すべき教材については、具体的な事例を用いた演習教材が必要であることは、概ね共通認識となっていた。結論からいえば、現在作成しているサンプル教材は、テーマも、内容も、進め方も、専門家が当初イメージしていたものとは相当ギャップのあるものとなっているが、カンボジア側メンバーにおいて、ここが足りない、このような教材が欲しいと考える点と、専門家の視点とを融合させたものとなっている。

例えば、現段階のサンプル教材の構成は、コースアウトライン、ケーススタディ、研究問題、書式例から成るところ、「コースアウトライン」は、メンバーの提案に基づき入れることになった項目である。これは、教官が最低限教えるべき内容をまとめた項目であり、教官が交代しても教える内容に統一性を持たせることを意図している。当初のドラフトは箇条書きの簡潔なものであったが、議論を重ねるうちにボリュームが増し、相当時間を要している。

また、サンプル教材のテーマは、「離婚」となっている。その経緯には、若手裁判官が、教材の形式面のサンプルとして、「離婚」をテーマとしたサンプルを作成してくれたところ、それが形式面のサンプルを超えたクオリティだったということがあった。専門家としては、「消費貸借」のように民法や民訴法の基本原則を習得するのに適したテーマから始めるべきであると考えていた一方、メンバーからは、カンボジアで最も典型的な類型の一つであり、インタビューでも問題点が多く取り上げられる離婚を推す声が強かった。専門家も、ニーズのあるものを作成することは重要であり、人事訴訟法等の例外を学ぶことは翻って原則を学ぶことになると考え、最終的には離婚をテーマとすることで同意した。

## 3 サンプル教材の作成

### (1) サンプル教材の作成作業

「コースアウトライン」については、ドラフトをした裁判官らが、ミーティングで議論した内容を反映してその都度修正をしてくれており、その修正案に対して更に専門家がコメントをして、全体で議論するという方法で作成を進めている。

このような進め方は、ケーススタディについても同様で、メンバーが作成したケースに専門家が修正のコメントをし、ケースを確定した上で、メンバーである若手裁判官がペアになって回答案と指導のポイントとなる解説（教官用資料）をドラフトし、それに対して専門家がコメントをして、全体で議論する方法で作成を進めている。

つまり、現サンプル教材作成において、専門家がファーストドラフトをした部分はなく、カンボジア側の若手メンバーが中心となっていたドラフトを基にして進めることができている。若手の裁判官がドラフトすることができるのは、RSJPにおける養成の成果であり、これまでのプロジェクトの成果は確実に受け継がれてい



る。

ミーティングは、回を重ねるごとに、事前に資料に目を通して検討してきていなければ、議論についていくのが難しくなっている。金曜日が終わると、1週間後の次回ミーティングまでに、カンボジア側メンバーと専門家が並行して作業や検討を行う。そのため、調査すべき点や作業量が多くなり、目を通すべき資料はミーティング直前まで増え続ける。特に修正を担当するメンバーの負担は相当大きいものと思われ、スタッフの翻訳量も同様である。このような状況にあっても、担当メンバーは、専門家や他のメンバーのコメントを無条件に受け入れるのではなく、納得のいくまで考えた上で、プライドを持って修正作業をしている。他のメンバーも意見書や資料を自発的に出して議論を活性化させている。このような熱意を心から歓迎し、最大限サポートしたい。

このように、メンバーがドラフトをし、専門家がそれに対するコメント等をする方法を採用することで、専門家が自らドラフトをする場合に比して、理解が進んでいる点と理解が不十分である点がより明らかになると考えている。専門家においても、修正のコメントを出すためには、修正すべき理由を説得的に説明しなければならず、本質や原則に立ち返った検討を要することが多くなっている。

## (2) 論点の議論の方法

教材作成をしていると、法的な説の対立等、意見が分かれることがある。そのようなとき、4月当初を振り返ると、メンバーは「専門家が決めてよい」と言ったかもしれない。しかし、教材作成が進んだ11月頃、ある論点の議論をカンボジア側メンバーに主導してほしいと提案したところ、メンバーが資料を作成すると申し出てくれた。まずは、そのメンバーと専門家で個別ミーティングを行い、内容について議論を



【TWGメンバーによる説明。JICAプロジェクトに長く関わり、弁護士養成に貢献している弁護士であり、プレゼンテーション資料も工夫が凝らされている。】

した上で、資料を作成してもらい、その資料に専門家から更にコメントをして完成させていった。ミーティングでは、各説について論拠や帰結を分かりやすく整理した発表がされ、議論をする土壌ができた。その次の回までには、複数のメンバーが、いずれの説を支持するか、それぞれの根拠を具体的に示した意見書を提出し合った上で議論に臨み、法解釈を体験してもらうことができたのは大きな収穫であった。

以降は、複雑な法的議論が必要な場面では、書面で意見を出し合った上で議論することも増えた。それによって、思い付くままに議論をするのではなく、よく吟味して整理した上で発表し、充実した議論ができていると感じる。若手メンバーが積極的に意見を表明していることも、よい刺激になっている。

### (3) 教材作成のガイドライン

R S J Pでは、教材の作成や改訂が持続的に行われていないことが一つの課題であるところ、教材作成方法について議論をした点を集積したガイドラインを作成し、後に教材を作成する際に参照できるようにしようと試みている。ガイドラインの作成は、会議への出席率が高く、その発言から会議の内容をよく記憶していることがうかがわれるメンバーが担当することになり、現在作成を進めている。

## 第7 今後の活動の展望

2024年2月に実施する第1回本邦研修には、TWGメンバー15名が参加し、法科大学院、司法研修所、東京地方裁判所において、講義や意見交換の機会を頂く予定である。また、日本の先生方から、法科大学院における法曹養成、事例問題を活用した効果的な教授法、事実認定、判決分析等の講義をしていただく。これらの活動を通して、法曹養成に関する日本の知見や経験を共有し、メンバーにおいて、カンボジアの民事裁判実務やR S J P養成の課題、その改善策を自ら検討することを目指している。

本邦研修を終えると、調査フェーズも大詰めとなり、2024年4月以降の活動を具体化していく。ご紹介したこれまでのTWGの活動も、課題と反省、想定外の展開の繰り返しで、その都度軌道修正を重ねてきたものであるが、指針を見失うことなく、各所属のメンバーそれぞれが経験を生かして活躍していただけるような活動としたい。